

第1回協議会での主な意見と対応

番号	項目	意見・質問等	推進計画への反映	備考・第1回協議会における回答
1	流域対策	(質問) 田んぼダムというのは、どのようなものですか。	計画に反映しました。 【推進計画記載箇所】 5-2.土地等の雨水貯留浸透機能 (3)水田 (推進計画本文P69) 下記の追記を行いました。 【田んぼダムとは】 田んぼの排水樹に切欠きを入れたせき板を設置し、擬似的なダムのような構造とすることで、田んぼに一時的に水を貯留し、徐々に下流に流すものです。 田んぼダムの取り組みを進めることで、下流域の浸水被害を軽減することが出来ます。	【第1回協議会における回答】 田んぼの排水樹に堰板があるのですが、その上に堰板をはめて田んぼから出る水の量を絞って、田んぼ自体に10cmぐらい水がたまるようにしているものを「田んぼダム」としています。 普段は切欠けの小さい穴から水が出ていって、もっといっぱい水がたまれば堰板の上から水が出ていくようになります。
2		ポンプ運転調整について、適正な運用ということで本川破堤の可能性があるときは内水ポンプを止めるということは当然だと思う。	計画に反映済みです。 【推進計画記載箇所】 5-4.ポンプ施設との調整 (推進計画本文P72) ポンプ運転調整について、記載しています。	
3		ポンプ運転調整について、洪水時にポンプを停止した場合に、被害が生じたときに、責任を問われることはないのか。	参考意見とさせていただきます。	【第1回協議会における回答】 ポンプを運転し続けた結果、大きな被害が生じる場合と、ポンプを止めることで被害が生じる場合について、どちらもある程度想定し、合意形成を図った上で、運転調整を進めていきたいと考えています。
4	河川下水道対策	引原ダム事前放流の取り組みは非常に重要だと思う。	計画に反映済みです。 【推進計画記載箇所】 4-1.河川の整備及び維持管理 (推進計画本文P54) 引原ダムの事前放流について、記載しています。	-
5	流域対策	土石流や流木の被害が増えているように思う。 管轄外かもしれないが、砂防ダムの充実・整備促進ということを計画に入れることは出来ないか。	計画に反映しました。 【推進計画記載箇所】 5-7.流木・土砂流出防止対策 (推進計画本文P77) 県では・・・「山地防災・土砂災害対策緊急5箇年計画(H21～25)」 「第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画(H26～30)」を定め、谷筋ごとに治山ダムや砂防えん堤を重点的に整備する等の取組を進めており、今後も、引き続き、総合治水対策と併行して、これら流木・土砂流出防止対策に取り組んでいく。	【第1回協議会における回答】 総合治水条例では、土石流については対象外ですが、異常な土砂流出で河道に土砂が入って洪水による浸水被害を引き起こすこと等を想定して、土砂災害対策について推進計画に記載しております。
6		太子町のモデル地区に設定されているところは市街化調整区域であり、かつ農業振興地域であるため、田んぼダムは可能だと思う。	計画に反映済みです。 【推進計画記載箇所】 9-2.モデル地区の対策の推進 (推進計画本文P114) 太子町のモデル地区において、田んぼダムの取り組みを記載しています。	-

番号	項目	意見	推進計画への反映	備考・第1回協議会における回答
7		次期、推進計画では、地下に一時水を貯めるような大きな貯留施設も、推進計画で考慮してほしい。	今後の社会状況等の変化を注視した上で、必要に応じて検討を行います。	【第1回協議会における回答】 総合治水条例では、想定しているものを超える大雨等による被害を軽減するために、国・県・市町・県民がお互いに連携して河川下水道対策、流域対策、減災対策を推進することとされています。その理念に沿って推進計画に基づいた施策を推進していきます。
8	流域対策	県立大学のキャンパスの校庭貯留など、圏外の完成した施設を推進計画に掲載した方が、一般の方には分かりやすい。	計画に反映しました。 【推進計画記載箇所】 5-2.土地等の雨水貯留浸透機能 (推進計画本文P59) 雨水貯留施設の設置事例を追加しました。 ・福崎町スポーツ公園 調整池 ・兵庫県立大学 校庭貯留	-
9		流域対策の課題のうち、「人手不足から山林の荒廃が進んでおり」とあるが、表現について検討してほしい。	計画に反映しました。 【推進計画記載箇所】 1-4.浸水被害軽減に係る課題 (3)流域対策の課題② (推進計画本文P35) 流域の多くを占める山林では、木材価格の低迷等により間伐等の適正な管理が不十分な山林が広がっており、森林が持つ保水力の低下や土砂災害の発生による河川への影響が懸念されているため、継続的な森林の整備及び保全を図る必要がある。	-
10	推進計画	国土交通省の策定する河川整備計画(計画期間30年)と今回の推進計画(計画期間10年)の関係を教えてほしい。	計画に反映しました。 【推進計画記載箇所】 4.河川下水道対策 4-1.河川の整備及び維持管理 (推進計画本文P43) ※以下の注記を追加。 国が策定した揖保川水系河川整備計画は計画期間:30年であるため、本推進計画では、揖保川水系河川整備計画に記載されている対策の全てを記載している。なお、今後10年間で実施し得る整備については、着実に進めていく。	【第1回協議会における回答】 揖保川水系河川整備計画(国管理区間)は、計画期間が平成25年から約30年となっているため、本推進計画では河川整備計画30年で実施する内容を全て記載しています。
11		各市町が要望している河川対策のうち、今回の推進計画に入っていないものもあるが、工事が必要となった場合は、計画の修正等はされるのか。	計画に反映済みです。 【推進計画記載箇所】 2.総合治水の基本的な目標 2-2.計画期間 (推進計画本文P37) 本計画については、取り組みの進捗状況や災害の発生状況、社会情勢の変化等を勘案して、適宜見直す。	【第1回協議会における回答】 推進計画については、毎年、協議会でフォローアップを行い、状況の変化等により、河川整備計画そのものが変更された場合、推進計画に反映していきます。